



平成 25 年 5 月 27 日

各 位

会社名 長野日本無線株式会社
代表者名 代表取締役社長 丸山 智司
(コード番号：6878、東証第2部)
問合せ先 取締役 上席執行役員
総務本部長 蛭田 公広
(TEL 026-285-1111)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

株式会社アートより提起されていた損害賠償等請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）について、以下のとおり、平成 25 年 5 月 27 日付けで和解が成立しましたのでお知らせします。

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

本件訴訟は、平成 20 年 8 月 13 日付け「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、株式会社アート（東京都品川区東五反田一丁目 25 番 11 号、以下「原告」といいます。）が、当社が製造した電気錠制御盤（以下「本件製品」といいます。）の不具合を理由に、当社他 1 社を被告として（当社以外の被告を以下「第 2 被告」といいます。）、金 1,084,828,029 円の損害賠償等を請求するものです。

なお、本件訴訟には、本件製品の構成部品の供給者（以下「補助参加人」といいます。）が補助参加しています。

当社は、これまでの本件訴訟の手續において、原告の主張に誤りがあり、当社に非がないことを主張してきましたが、今般、東京地方裁判所から本件訴訟についての和解の提案がありました。当社は、原告の主張を認めるものではないものの、本件訴訟が開始後 4 年以上経過していることや、本件訴訟の更なる長期化により今後生じることとなる経済的・人的コストの負担等を総合的に考慮し、裁判所の和解提案に応じることが合理的であると判断するに至りました。

2. 和解の内容

当社は、原告に対し、本件和解金として金 18,158,000 円を支払います。他方、原告は、当社に対する本件訴訟についてのその他の請求を放棄します。

なお、原告・第 2 被告間および原告・補助参加人間においても、上記の原告・当社間と同様の和解が成立しています。また、当社・第 2 被告間、当社・補助参加人間および第 2 被告・補助参加人間において、本件訴訟に関する債権債務のないことが、このたびの和解で確認されています。

3. 今後の見通し

本件和解金については、平成 26 年 3 月期第 1 四半期において特別損失に計上する予定です。

なお、平成 25 年 5 月 8 日に公表しました業績予想に変更はありません。

以 上